

生産性向上モデル創出支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で1応募としてください。
2	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。ただし、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方））
3	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、ご注意ください。
4	これから起業する個人は応募可能ですか。	本事業は、これから起業する個人及び法人を対象としておりませんので、申請できません。
5	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（第3-2号様式）を提出することで、補助事業を継続することができます。
6	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
7	令和5年度に財団が実施した5つの補助金（次世代地域産業推進事業、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、共創型ものづくり等支援事業、産学公の森推進事業、中小企業経営改革支援事業）のいずれかで交付決定を受けた企業は申請できますか。	申請可能です。
8	令和6年度に財団が実施の「産学公の森（「企業の森・産学の森」）推進事業」、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「共創型ものづくり等支援事業」に申請をしたのですが、申請は可能ですか。	評価の結果、交付決定を受けた事業者は申請できませんが、交付決定されなかった事業者については申請可能です。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	募集開始日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となりますか。	事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものについては、対象になりません。
2	外貨で支払った場合、証拠書類は何か必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
3	自社の生産プロセスの改善のために、新規設計又はカスタムしたソフトウェアの購入は補助対象になりますか。	対象になります。ただし機能の設計・追加・拡張は事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限りま す。また、販売する製品に搭載するソフトウェアなど、自社の生産プロセスの改善等を目的としないものは対象外になります。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。